

償却資産は申告が必要です

☎ 税務課 資産税係 ☎ 22-3148

定資産税は、土地・家屋のほか、事業で使用する構築物、機械、器具、備品など、減価償却費として計上されている償却資産についても課税の対象となります。

阿蘇市内に償却資産を所有している人は、個人・法人にかかわらず、確定申告とは別に毎年1月1日現在の所有状況を申告する必要があります。12月下旬までに「償却資産申告書」を郵送しますので期限までに提出してください。

※新規に事業を開始した人や、償却資産を所有している人が申告書が届いていない人は、市ホームページからダウンロードするか、税務課資産税係まで連絡してください。



▲市 HP

償却資産の例

農業 ビニールハウス 耕運機など 	林業 林業用機械 林業用設備など 	建設業 パワーショベル 発電機など 	電気供給業 太陽光パネル 風力発電設備 	小売業 陳列ケース 冷凍冷蔵庫など 
飲食業 厨房設備 冷凍冷蔵庫 カラオケ機器など 	ガソリンスタンド オイルチャージャー 洗車機 独立キャノピーなど 	理・美容業 理・美容用椅子 洗面設備 消毒殺菌機器など 	病院・医院 医療機器 医療用ベッドなど 	工場 製造設備 受変電施設 配管パイプなど 

※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車・貨物自動車・自動二輪車・小型特殊自動車は除きます。

申告期限

令和5年1月31日(火)

ご自身の固定資産はしっかりと把握しましょう

令和5年度の固定資産税の適正な課税のために、次の内容に該当する人は必ず12月31日(土)までに税務課へ届け出てください。

- ①家屋を新築、増改築、取り壊したとき
- ②未登記家屋を売買・相続・贈与などしたとき
- ③家屋の用途変更(住宅から店舗への変更など)をしたとき
- ④土地の利用状況を変更(地目の変更など)したとき

1月29日(日)は 阿蘇市議会議員一般選挙の投票日です

☎ 選挙管理委員会事務局 ☎ 22-3239

投票できる人

令和5年1月21日調製の阿蘇市選挙人名簿に登録されている人
(選挙人名簿登録基準日：令和5年1月21日)

- ▶令和4年10月21日までに本市に住民票が作成された人
- ▶平成17年1月30日までに生まれた人

ただし、転出した人、公民権を停止されている人は登録されていても投票できません。

選挙当日に投票所に行けない場合は、期日前投票・不在者投票制度があります。



期日前投票

選挙当日に仕事や冠婚葬祭、レジャーなどで投票所に行けない人は、右の期日前投票所で投票ができます。入場券をご持参ください。

※入場券裏面の「期日前投票宣誓書」に、事前に必要事項を記入していただくと、受付が早く済みます。

期日前投票ができる場所	投票期間	投票時間
阿蘇市役所	1月23日(月)	午前8時30分
内牧支所	～	～
波野支所	1月28日(土)	午後8時

不在者投票

1月23日～29日に阿蘇市にいない人や、病院に入院しているなどの理由により投票にいけない人は、不在者投票をご利用ください。不在者投票には、所定の手続きが必要です。希望する場合は、早めにお尋ねください。

他の市区町村(滞在地)で行う不在者投票

阿蘇市の選挙人名簿に登録されている人が、投票日まで他の市区町村に滞在する場合は、滞在地の市区町村選挙管理委員会では不在者投票ができます。

※郵便でのやり取りが必要になります。早めにお問い合わせください。

指定病院などで行う不在者投票

不在者投票ができる施設として、都道府県から指定を受けた施設(病院や老人ホーム等)に入院(入所)中の人は、その施設で不在者投票ができます。

※入院(入所)施設に申し出てください。

郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちで一定の要件に該当する人や介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人で、郵便投票証明書の交付を受けている人は、自宅で投票ができます。

※郵便投票証明書の交付には、阿蘇市選挙管理委員会への申請手続きが必要です。

その他

期日前投票期間中に18歳になる人は、誕生日の前々日まで不在者投票ができます。誕生日の前日からは、期日前投票ができます。

年末年始スペシャル商品券

阿蘇市商工会 本所 ☎ 32-0200
一の宮支所 ☎ 22-0789



5,000 円で
※
7,000 円分の
商品券



※ 1,000 円券 × 7 枚

□ ロナ禍で原油価格や物価高騰の影響を受けた事業者や市民の皆さまの生活を支援するため、阿蘇市年末年始スペシャル商品券を販売します。11月末日までに、購入引換券をお一人につき3枚郵送でお届けしています。ぜひご利用ください。

販売期間

令和4年12月1日(木)～令和5年1月13日(金)

使用期間

令和4年12月1日(木)～令和5年2月28日(火)

ポイント

☞ 購入引換券は11月1日時点で阿蘇市に住居登録がある人に郵送しています。紛失・破損などいかなる場合でも再発行はしません。

☞ 利用できる店舗は商品券販売店で配布する一覧表、商品券に記載のQRコードまたは市商工会ホームページをご確認ください。

商品券の販売

購入引換券1枚につき、5,000円で7,000円分(1,000円券×7枚)1シートの商品券が購入できます。

販売場所

- 道の駅波野(神楽苑)
- ふれあい市場あかみず
- 四季彩いちのみや
- 阿蘇温泉観光旅館協同組合(はな阿蘇美駐車場内)
- 阿蘇インフォメーションセンター(阿蘇駅構内)
- 阿蘇市商工会本所(内牧)
- 阿蘇市商工会一の宮支所

販売時間

- ～3 午前 9時～午後5時
 - ～5 午前10時～午後4時
 - ～7 午前 9時～午後4時(平日のみ)
- ※ ①～⑤は土日祝日も販売

電力・ガス・食料品等 価格高騰緊急支援給付金

阿蘇市臨時特別給付金事業対策班 ☎ 22-5700

☎ 電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担が増えている中、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯など)に対して給付金を支給します。



給付金の支給額

1世帯あたり 5万円

支給対象世帯と手続方法

以下の1または2に該当する世帯が対象です。

※ 1および2ともに市町村民税均等割を課税されている人から『世帯全員が扶養』されている場合は対象外です。

1 住民税非課税世帯

令和4年9月30日時点で世帯全員の令和4年度の「住民税均等割が非課税」の世帯

対象の可能性がある世帯に対して11月に確認書を発送しています。

※ 令和4年1月1日から9月30日までの間に離婚などで住民税非課税世帯となった人は対象となるため、お問い合わせください。

※ 令和4年10月1日以降に転入の世帯は転入前の自治体から給付金が支給されます。

▶ 手続方法

送られてきた確認書の内容を確認し、必要事項を記入のうえ返送してください。

まだ返送がお済みでない人は早めにお手続きください。

2 家計急変世帯

令和4年1月から12月までの間に、予期せず家計が急変し、住民税非課税相当と認められる世帯

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月以降の任意の1カ月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

※ 「1 住民税非課税世帯」向けの給付との重複受給はできません。

▶ 手続方法

申請が必要です。申請書やその他必要な書類、収入の要件など詳しくはお問い合わせください。

受付期間

令和5年1月31日(火)まで

配偶者やその他親族からの暴力など(DV)を理由に避難している人へ

住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件(DV保護命令と収入要件)を満たせば、現在のお住まいの市区町村から受給することができます。申請方法などについては、対策班へご相談ください。